様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年12月 5日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）  一般事業主の氏名又は名称  （ふりがな）  （法人の場合）代表者の氏名  住所　〒  法人番号　2120001059666  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　TOYOBO REPORT 2023  ②　TOYOBO REPORT 2025 | | 公表日 | ①　2023年 9月15日  ②　2025年 8月29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社コーポレートサイト  　https://www.toyobo.co.jp/pdf/sustainability/report/toyobo\_report\_2023\_jp.pdf  　記載ページ(1)：P.5 経営の考え方  ②　当社コーポレートサイト  　https://www.toyobo.co.jp/pdf/sustainability/report/toyobo\_report\_2025\_jp.pdf  　記載ページ(2)：P.6 「2025中期経営計画」の進捗  記載ページ(3)：P.32 TXで経営を強化する | | 記載内容抜粋 | ①　(1)当社グループは創立140周年を迎えた昨年2022年5月、「サステナブル・ビジョン2030」を発表し、「素材＋サイエンスで人と地球に求められるソリューションを創造し続けるグループ」という未来像を示しました。その実現のためには、まず事業を通じて社会課題の解決に貢献していくことが不可欠です。さらに、持続的に社会に貢献するためには、私たちそのものが持続可能でなければならない。安全・安心な職場、品質保証体制、コンプライアンスなど、しっかりとした企業活動の土台づくりに取り組んでいます。その土台の上に、社会課題の解決に資する「フィルム」「ライフサイエンス」「環境・機能材」の3事業が展開していく成長戦略を描きました。  ②　(2)2022年5月に発表した2025中期経営計画（以下、2025中計）は、「サステナブル・ビジョン2030」の実現に向けた、9年間を二つのステージに分け、2022年度から2025年度までの前半を「つくりかえる・仕込む4年」と位置付けて、この3年間、「安全・防災、品質の徹底」「事業ポートフォリオの組替え」「未来への仕込み」「土台の再構築」の四つの施策を進めてきました。  (3) 現在、東洋紡グループでは、TX（東洋紡トランスフォーメーション）を進めています。TXはDXよりも広い概念で、経営層のリーダーシップの下「付加価値革命」を実践し、サステナブルな企業に変革する取り組みです。デジタルを一つの手段としながらも、意識改革や組織風土まで踏み込んで経営の変革を進め、生産性向上を図る点がポイントです。今後、労働人口が減少していく中で、研究開発や生産現場といった、メーカーの生命線であるモノづくりを強化し生産性を向上させることが重要課題です。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会の承認を経て公表  ②　取締役会の承認を経て公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　TOYOBO REPORT 2023  ②　TOYOBO REPORT 2025 | | 公表日 | ①　2023年 9月15日  ②　2025年 8月29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社コーポレートサイト  　https://www.toyobo.co.jp/pdf/sustainability/report/toyobo\_report\_2023\_jp.pdf  　記載ページ(1)：P.29 デジタル・トランスフォーメーションにおけるめざす姿  ②　当社コーポレートサイト  　https://www.toyobo.co.jp/pdf/sustainability/report/toyobo\_report\_2025\_jp.pdf  　記載ページ(2)：P.32 TXで経営を強化する  記載ページ(3)：P.32 これまでのTXの進捗 | | 記載内容抜粋 | ①　(1) 東洋紡グループは、ITインフラの整備やDX推進体制の構築を通して、事業を協創できる人材の育成・組織への変革を推進し、2030年までに「人と地球の課題解決に貢献する事業」「誇りとやりがいを持って働き続けられる会社」「持続的に成長できる会社」を目指します。  ②　(2)自動化できるオペレーションは自動化し、考えて意思決定すべき領域に、思考を向けられるようにしなければなりません。  これらを実現する鍵はデータの質です。精度の高いデータをメッシュでそろえ、どのように集めていくか。そのためには、日々データを扱う製造オペレーターも、それがどのように活用されて当社グループの持続的成長につながるのか、データの価値を理解しなければなりません。目の前のデータに対する意識が変われば、おのずとデータの精度も高まります。テクノロジーでは、こうした人間の意識改革まで踏み込むことはできないため、私たちが現場に入って、自動化できる部分を共有しながら、一人ひとりの行動変革も促しています。このようにTXは、単なるテクノロジーの活用の枠を超え、現場の意識と行動の改革を通じて、「付加価値革命」を実践することを目的としています。  (3)生産支援などのモノづくり現場改革や、工場経営に必要なデータ基盤の構築のほか、前述したような現場での意識・行動変革につなげるために現場にアプローチしています。そして、集めたデータに関しては生成AIなども活用しながら、研究開発やマーケティングを始め、さまざまな領域で成果につなげていきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会の承認を経て公表  ②　取締役会の承認を経て公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　TOYOBO REPORT 2023  　記載ページ(1)：P.29 DX推進への取り組み  ②　TOYOBO REPORT 2025  　記載ページ(2)：P.32 これまでのTXの進捗  記載ページ(3)：P.33 人材育成にもこだわる | | 記載内容抜粋 | ①　(1)デジタル推進部門と事業部門の連携による新たなビジネス創出を目指し、事業を協創できるデジタル人材の育成および組織の変革、レガシーシステムの更新を含むIT環境の整備に取り組みます。  ②　(2)TXの取り組みでは、①IT基盤の整備、②ガバナンス・組織強化、③事業協創の推進の三つのテーマを掲げています。  ガバナンス・組織強化では、デジタル戦略総括部を再編してTX・業務革新総括部を新設しました。新組織メンバーの意識改革は計画通りに進んでおり、いよいよ本丸の経営に資する改革に進むステージに入ります。  (3)TXおよびDX推進メンバーを鼓舞し、モチベーションのさらなる向上を図るべく、IT人材の育成にも積極的に取り組んでいます。  具体的には、組織の中で求められる専門スキルを明確化し、人事制度と連動させた人材育成計画を策定しています。また、従業員のスキルを可視化するタレントマネジメントシステムを導入し、ITに関する研修や階層別のスキルアップ研修、専門性を追求したい従業員の要望に応える育成施策などを通じて、従業員の自発的な成長を促す環境を整備しています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　TOYOBO REPORT 2023  　記載ページ(1)：P.24 (施策3)未来への仕込み  記載ページ(2)：P.30 (注力テーマ1)IT基盤の整備 | | 記載内容抜粋 | ①　(1)DX戦略「ビジネスイノベーションの推進、加速」では、新しい事業やビジネスモデルの創出を目指し、その基礎となるIT基盤整備への投資として、レガシーシステム更新への投資を進めています。  (2)当社グループは、レガシーシステム更新への投資を進めています。2023年度には新基幹オンラインシステムのパイロット導入を開始し、2026年度までにクラウドコンピューター化やセキュリティ強化を完了する予定です。IT新基盤の導入に伴う周辺システムなどの改修を進め、部門間はもちろん、グループ内、さらには社外ともデータ活用・連携ができる安全かつ柔軟なIT基盤を構築していきます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　TOYOBO REPORT 2025 | | 公表日 | ①　2025年 8月29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社コーポレートサイト  　https://www.toyobo.co.jp/pdf/sustainability/report/toyobo\_report\_2025\_jp.pdf  　記載ページ(1)：P.15 マテリアリティ指標の管理(PDCA)  記載ページ(2)：P.16 マテリアリティ指標 大項目「スマートコミュニティ&快適な空間」  記載ページ(3)：P.17 大項目「イノベーション」 | | 記載内容抜粋 | ①　(1) マテリアリティに関する取り組みを確実に進捗させるため、マテリアリティごとに担当役員を決定し、併せて目標・指標を策定しています。  (2)項目1.DXを支える商品群の販売量拡大  (3)項目1.重点3テーマの開発推進 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 8月29日 | | 発信方法 | ①　TOYOBO REPORT 2025  　当社コーポレートサイト  　https://www.toyobo.co.jp/pdf/sustainability/report/toyobo\_report\_2025\_jp.pdf  　記載ページ(1)：P.7 TX（東洋紡トランスフォーメーション）への取り組み | | 発信内容 | ①　(1)デジタル技術やAIの進化は今後ますます加速していきます。そのような中で、現場の負担軽減や業務の効率化を実現するために、経営チームのリーダシップのもと、「付加価値革命」に取り組みます。これまでの東洋紡のあり方、業務スタイルを変え、サステナブルな企業に変革するTX（東洋紡トランスフォーメーション）を推進しています。今後、労働人口の減少が進む中で、生産性の向上は喫緊の課題です。TXではデジタルの活用によって業務を効率化するだけでなく、従業員一人ひとりの意識改革を促すことも重要な目的としています。この取り組みを通じて、組織風土の変革を進めるとともに、イノベーションの原動力となる人材の育成につなげていきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 9月頃　～　2025年 10月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2019年 7月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 情報セキュリティ対策の考え方・方針や体制等を当社ホームページ上で公表しています。（データ・セキュリティ、プライバシー）  https://www.toyobo.co.jp/sustainability/governance/risk/  情報セキュリティ部会（TOYOBO-CSIRT）を中心に、全社の情報セキュリティに関する状況把握、基本方針の策定、管理体制の維持、各施策の実行および監督を実施しています。具体的な活動として、国内外の東洋紡グループ全従業員に対する「サイバーセキュリティ通信」の発信、セキュリティ理解度テストの実施、標的型メール攻撃訓練や、インシデント対応の体制整備等、継続的に実施しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。